



第2回理事会議事録



平成23年11月28日



公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

第2回理事會議事録

1. 招集年月日 平成23年10月17日(月)
2. 開催場所 「日本環境衛生センター東京談話室」
東京都港区虎ノ門1-5-8オフィス虎ノ門1ビル9階
3. 開催日時 平成23年11月28日(月) 午後1時00分
4. 理事現在数 4名
5. 出席理事数 4名
(出席者) 多田 宏、小林 悅夫、鎌田 ケイ子、鶴 精三
(出席監事) 金田 充男、高橋 忠夫
6. 概要
事務局から理事現在数4名中、出席者は4名であり、定足数である理事現在数の過半数以上に達した旨報告。
はじめに、多田代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行った後、定款第37条に基づき理事長である多田氏が議長となり、議案の審議に入った。
議事録署名人は、定款第45条に基づき、多田理事長、金田監事、高橋監事とする。
7. 議事の経過、要領及び議案議決の結果

◎ 議案

(1) 第1号議案

「平成23年度事業報告書及び決算書(平成23年4月1日～10月2日)」
の件

(2) 第2号議案

「移行登記した前日時点の財産目録」の件

◎ 第1号議案 「平成23年度事業報告書及び決算書(平成23年4月1日～10月2日)」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

(1) 本事業報告書及び決算書（以下「報告書」という。）は、旧主務官庁である厚生労働省に対して報告すべきもので、特例民法法人としての最終事業年度分の報告書であること。

(2) 事業期間は、平成23年4月1日から公益財団法人に移行した前日であ

る平成23年10月2日迄であること。

- (3) 基本財産の運用状況、寄附金募集状況、各種事業の実施状況及び遂行した事業に要した決算額について議案書に基づき報告した。

続いて金田監事から平成23年度上半期（4月1日から10月2日）の財産状況、理事の業務執行状況について適正に行われている旨の報告がなされた。なお、各理事等からの主な質疑等は次のとおり。

- 1 事業報告及び決算書3ページに訪中座談会（個別訪問型）とあるが、訪座談会は、個別訪問型とどこかに一力所に集めて行う形式の両方を実施しているのかとの質問に対し、現在、中国残留邦人を一力所に集めた形式では、行わず一時帰国に参加していない方を中心に個別訪問型で実施していると事務局が回答。
- 2 委託事業の委託契約は、単年度ごとであるのか、また、企画競争に参加している他の団体はあるのかとの質問があった。これに対し、国との委託契約はすべて単年度契約であり、企画競争に参加している他団体は現在のところないが、今後参加する可能性はある旨を、事務局が回答。
- 3 決算書27ページ附属明細書の基本財産投資有価証券1, 2の表示債券名と28ページ財産目録 基本財産投資有価証券1, 2の表示債券名が違うが意味があるのかとの質問に対し、債券名は全く同じであることから統一表記に改めたい旨事務局が回答。
- 4 団体助成についてお尋ねするが、同一事業に対して複数の団体に助成申請する団体があるようだが、援護基金はどう対応しているのかとの質問に対し、他の民間団体との助成金の重複を避けるための確認は特に行っていない（国の事業との重複についてのみ確認）。但し、新たに助成を希望する団体については、都道府県の援護担当課に活動実態について確認している旨を事務局が回答。
- 5 定着促進センターの通信教育は、全部で35講座と多数あるようだが、この目的は何かとの質問に対して、受講生は、高齢者から若い方までおり、その日本語レベルも多岐にわたることから、受講生のレベルに応じた学びたい内容の講座を設けている旨を事務局が回答。

以上、第1号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第2号議案 「移行登記した前日時点の財産目録」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

- (1) 本財産目録は、特例民法法人としての最終事業年度の財産目録であり、当財団が移行登記を行った前日の平成23年10月2日現在の内容を記載していること。
- (2) 本財産目録は、平成23年11月28日に執り行われた第2回理事会において、全会一致により可決した内容であること。
- (3) 本財産目録の特記すべき事項として報告した内容は次のとおりである。
- ① 特例民法法人としての最終事業年度の財産目録は、公益財団法人として移行した法人が必ず内閣府に提出する義務があること。
 - ② 提出時期は、公益財団法人となった最初の事業年度における決算の事業報告（翌年の6月末）と併せて報告する必要があること。
 - ③ 本財産目録に記載された公益目的保有財産とは、公益財団法人として、公益目的事業の遂行のために活用することとした資産であり、当該資産は、内閣府に対する公益移行認定申請の際に公益目的保有財産とすることを申請書に記載し認められたものであること。
 - ④ 財産目録は、認定法施行規則第48条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、当該事業年度の決算書と併せて必ず内閣府に報告する必要があること。また、このことは、定款第10条においても定めていること。
 - ⑤ 財産目録に記載する公益目的保有財産は、公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合は、当財団と同様の事業目的を行っている公益財団（社団）法人又は国、地方公共団体に「公益目的財産」の残余額を贈与しなければならないこと。また、このことは、定款第34条において定めていること。

以上、第2号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

以上をもって第2回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣し解散した。（閉会時間：午後2時14分）

上記の議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成 23 年 12 月 23 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金援護基金

理 事 長

多田



監 事

金田亮界



監 事

高橋忠夫

